

証券コード：3800
平成28年5月27日

株主各位

東京都港区港南二丁目15番1号
株式会社ユニリタ
(旧社名 株式会社ビーエスピー)
代表取締役社長 竹 藤 浩 樹

第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月15日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日時 平成28年6月16日（木曜日）午後1時（正午より受付開始）

2. 場所 東京都品川区北品川四丁目7番36号

東京マリオットホテル 地下1階「ボールルームノース」

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

（開催時間および場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。）

3. 目的事項
報告事項

1. 第34期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第34期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続更新の件

4. 招集にあたっての決定事項

本総会の招集に際して株主の皆様提供する書面のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づきインターネット上の当社ホームページ (<http://www.unirita.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人および監査役会が会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会終了後、引き続き株主懇談会を開催いたします。この機会に株主の皆様からの忌憚のないご意見やご質問を賜りたいと存じますので、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.unirita.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで。以下、当期）におけるわが国経済は、インバウンド消費や原油安による企業収益や家計の購買力の下支えはあったものの、景気牽引役不在のなか停滞感の強い状況が続きました。

海外経済では、中国経済の減速懸念、原油安、米国経済の後退不安等の同時進行により減速感が強まりました。

わが国企業の収益環境は、良好さを持続してきましたが、景気の先行き不透明感から投資拡大にも限定的な傾向が続きました。

このようななか、当社は、新生「ユニリタ」として、当期を初年度とする第2次中期経営計画のもと、グループを挙げて次なる成長に向けた事業構造変革への取り組みを開始しました。

第2次中期経営計画では、3つの基本方針として、「パッケージソフトウェアメーカーとしての製品開発力ならびにサービス力の強化」「お客様の経営課題解決に必要とされるITスキルの強化」「新・企業文化創り」を掲げ、構造変革実現に向け取り組んでいます。

当期は、合併初年度の重点施策として環境変化に備えるための事業体制整備や、変革のエンジン役となる新規、成長事業分野への人材資源シフトと投資を開始しました。

現在、新規、成長事業からの貢献は必ずしも計画通りとはなっておりませんが、お客様や社会のニーズに応える可能性を持った事業の芽も出始めました。そして、この人材資源シフト施策は、既存事業の収益構造をより筋肉質に変えることにもつながりました。

また、環境変化に対応するためには、企業自らも変わっていく必要があります。そのためには、組織内に常に適度な危機感があり、それを社員が共有化して働いている「平常の危機感」ともいべき風土の醸成が必要と考え、行動様式もトップダウン型から、ミドルアップ・ミドルダウン型へと変革させるための取り組みを始めました。

当社では、これまで基盤となっていた事業への固執は、成長の限界と衰退を意味するものと捉え、財務体質を活かした戦略的投資を積極的に推進していく考えです。

当期については、次のような取り組みを行ってきました。

<ソフトウェアメーカーとしての対応力強化>

1) 新製品、新サービスの市場投入

- ・クラウド利用の普及、データ活用ニーズに対応すべく、新製品として、複数のクラウドサービス間でのデータ受け渡しを高速化する「Waha!Transformer(ワハートランスフォーマー)最新バージョン」、社内外のクラウドやサーバに散在するデータを一括検索できる「MyQuery(マイクエリ)」、そして既存製品のバージョンアップ等、複数の製品とサービスを開発し提供しました。これらの製品は、お客様のクラウド活用やデータ活用ニーズに合致し、高い評価をいただきました。また、一部製品については、市場への投入時期の遅れがあったものの、その後、コンスタントな売上へとつながっています。

2) メーカー型営業体制作り

- ・「ユニリタ」発足により統合された営業体制をもとに、お客様層の拡大に向けた営業活動を推進するために「お客様・製品ポートフォリオ」を作成し、役割別の体制を敷きました。これは、横軸にお客様層を「既存のお客様と新規のお客様」の2つに分け、縦軸には製品サービス群を「既存ビジネスと新規ビジネス」の2つに分けて作成した4領域からなるポートフォリオに基づく市場アプローチです。これに基づき、既存ならびに新規のお客様への効果的な製品やサービスの提案、インサイドセールスとの機動的連携等の取組みを行ってきました。データ活用、システム運用ともに自社製品の販売は前期比伸長しましたが、新規のお客様開拓や新製品販売には課題を残しました。

<新規、成長領域への戦略的先行投資と事業化>

- ・IoT、ビッグデータ、クラウド、セキュリティ等の攻めのIT投資をキーワードとした取り組みを推進しました。
- ・新規、成長事業に2割の人材をシフトし、最新ITを活用したマーケットニーズの調査、ソリューションの開発を行ってきました。クラウドソリューションでは、スマートデバイスを使ったお客様の企業内SNSに、動画による双方向型コミュニケーションの仕組みを組み込み、多店舗展開を行うお客様向けに企業内Eラーニング・システムとして提供を開始しました。また、バス事業活性化支援のためのソリューションでは、路線検索、走行位置検索からリアルタイム乗車状況把握へと、IoT型ソリューションとしての特性を活かした展開を図っています。しかし、新規、成長事業全体としては、最新ITの活用とお客様ニーズとのギャップ、市場の成熟度合いの違い等により、期初に想定した成果を上げるまでには至りませんでした。

<既存事業の競争力持続と成長>

- ・ マイナンバー、クラウド、凍結されていたシステムのマイグレーションによる再構築投資等をキーワードとした取り組みを推進しました。
- ・ 帳票製品を中心にお客様のダウンサイジングニーズに対してマイグレーションベンダーとの共同提案を推進し受注へとつなげました。
- ・ 当社の帳票関連の製品機能をクラウドサービスとして統合し、システム活用における所有から利用への流れに即応するための新サービスとして提供を開始しました。
- ・ 新規、成長事業分野に戦略的に2割の人材をシフトした結果、既存事業については8割の人材で前期を超える実績をあげることのできる体質を作り上げることができました。

これらの結果、当期の業績は、売上高71億98百万円（前期比1.0%増）、営業利益15億31百万円（同5.5%増）、経常利益16億35百万円（同4.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益14億42百万円（同42.2%増）となりました。

セグメントの業績は、次の通りです。

<データ活用事業>

当期のデータ活用事業の業績は、売上高22億54百万円（前期比3.7%減）、営業利益1億4百万円（同603.6%増）となりました。

製品売上は3億23百万円（同15.7%減）、技術支援サービス売上は9億45百万円（同8.1%増）、保守サービス売上は9億85百万円（同9.0%減）となりました。

（プロダクト）

お客様の間で事業拡大、営業力強化のための「攻めのIT投資」が積極化しているなか、当事業では、企業内に存在する複数のシステムのデータを活用するためのETLや蓄積された大量のデータを収集し、分析、可視化するためのBIといった領域の自社製品の販売に注力しました。これらの製品は、既存のお客様のクラウド活用、データ連携ニーズに合致し売上増加に貢献するとともに、新規のお客様からも共感をいただいています。また、製品群について戦略的な入れ替えを行った結果、売上は減少したものの、採算性は高まりました。

しかし、ビッグデータを活用する新規サービスであるインターネット不正検知ソリューションやIoTを活用したお客様の事業活性化向けソリューションの提案活動は、期待した成果に結びつきませんでした。

(ソリューション)

お客様におけるIT上流人材の育成やデータマネジメントに関してのニーズは高く、既存のお客様から複数の案件を受注することができました。また、当社のマーケティング手法のグループ内共有により、営業活動の成果が上がり始めました。

<システム運用事業>

当期のシステム運用事業の業績は、売上高22億32百万円（前期比14.8%増）、営業損失2億83百万円（前期は4億51百万円の損失）となりました。

製品売上は4億95百万円（前期比33.6%増）、技術支援サービス売上は10億80百万円（同13.8%増）、保守サービス売上は6億56百万円（同5.1%増）となりました。

(プロダクト)

自社開発型のパッケージソフトウェアメーカーとしての対応力強化の方針のもと、製品販売力強化のために、提案活動および案件立ち上げに注力しました。

運用自動化分野では、既存のお客様からのリピートオーダーや帳票分野におけるマイナンバー対応案件、お客様のダウンサイジングニーズに対応するソリューション提案をマイグレーションベンダーとの協働により受注しました。BPM分野においては、お客様企業の情報システム部門のビジネス貢献度を向上させるために、IT資産や保守運用のプロセスを可視化するニーズを捉えたソリューション提案を強化したことが奏功しました。

(ソリューション)

お客様において、ビジネス拡大や情報システム部門の変革ニーズは依然として高く、既存のお客様からの、業務改善コンサルティングや人材育成サービスの案件受注につながりました。しかし、新規のお客様開拓や会員制の運用支援サービスは低調に推移するなど課題が残りました。

(アウトソーシング)

当事業は、当社のベテラン技術者のノウハウを活かし、メインフレームでの運用からクラウドコンピューティング活用までをカバーする、運用代行の新しいストックビジネスを構築しようとするものです。既存のお客様からは常駐形態でのリピートオーダーを複数受注したものの、新しい事業モデルの確立には至りませんでした。

<メインフレーム事業>

当期のメインフレーム事業の業績は、売上高21億23百万円（前期比8.5%減）、営業利益16億26百万円（同10.2%減）となりました。

製品売上は4億51百万円（同21.1%減）、技術支援サービス売上は65百万円（同37.8%増）、保守サービス売上は16億7百万円（同5.5%減）となりました。

オープン化やダウンサイジング化の潮流を受け、前期比では売上は減少したものの、金融業界や生損保業界でのBCP対策としてのシステム増強案件やマイナンバー対応案件、カード業界のシステム更新案件を受注したことなどから、期初に計画した減少率を下回ることができました。

<その他事業>

当期のその他事業の業績は、売上高5億88百万円（前期比13.5%増）、営業利益84百万円（同7.1%増）となりました。

平成23年の東日本大震災以降、自然災害の脅威が強く認識されるなか、ITシステム停止の影響についても多方面に甚大な影響を与えることが強く認識されるようになり、お客様のシステム二重化環境構築のためのBCPサービスは好調に推移しました。さらに、バス関連事業においては、路線検索、運行位置情報検索に加え、観光用アプリの提供へとソリューションのラインナップを進め、北海道地域のバス事業者からの受注に結びついています。

また、製造業や物流業での人材派遣市場の需要拡大を受け、人材派遣各社のシステム投資が増加傾向となるなか、SaaS型勤怠管理サービスでは、製品機能強化と販売に取り組み、業績は堅調に推移しました。

(脚注)

IoT（インターネット・オブ・シングス）

コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在するさまざまなものに通信機能を持たせ、インターネットに接続し相互に通信することにより自動認識や自動制御、遠隔計測等を行うこと。

ETL（エクストラクト・トランスフォーム・ロード）

企業の基幹システムなどに蓄積されたデータを抽出（extract）し、データウェアハウスなどで利用しやすい形に加工（transform）し、対象となるデータベースに書き出す（load）こと。また、これら一連の処理を支援するソフトウェア。

BI（ビジネス・インテリジェンス）

企業に蓄積された大量なデータを収集して分析し、その結果を可視化する仕組み。BIを導入することで専門家でないユーザーでも手軽に情報や分析結果を活用できるという特徴がある。

BPM（ビジネス・プロセス・マネジメント）

企業の全社的な業務の流れ（ビジネスプロセス）を把握・分析し、情報システムを用いて継続的に管理・改善・最適化していくこと。

BCP（ビジネス・コンティニューイティ・プラン）

災害や不祥事などの緊急事態が発生した際、特定の重要な事業（業務）を中断しないこと、または万一活動が中断した場合でも事業の中断によるロスを最小化するために策定される計画。

<研究開発費について>

当期の研究開発費は3億20百万円（前期比6.0%減）、対売上高比率は4.5%（前期は4.8%）となりました。

当期は新規、成長領域への戦略的先行投資を行いました。アジャイル開発手法による開発効率の向上を徹底し、研究開発費は前期比で減少しました。

② 設備投資の状況

当社グループでは、当期において設備投資として重要なものではありませんでした。

③ 資金調達の状況

当社グループでは、当期において重要な資金調達はありませんでした。

なお、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と総額10億円のコミットメントライン設定契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成27年4月1日を効力発生日として株式会社ビーコン インフォメーションテクノロジーを吸収合併し、同社が営んでいたデータ活用事業に関する全ての権利義務を承継いたしました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は平成27年9月7日を効力発生日として株式会社ビーティスおよび株式会社アスペックスと、平成27年9月29日を効力発生日として株式会社データ総研とそれぞれ株式交換を行い、3社を当社の完全子会社としました。

(2) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 31 期 平成24年度	第 32 期 平成25年度	第 33 期 平成26年度	第 34 期 (当連結会計年度) 平成27年度
売上高（百万円）	3,931	4,203	7,125	7,198
経常利益（百万円）	1,096	1,241	1,562	1,635
親会社株主に帰属する 当期純利益（百万円）	709	799	1,014	1,442
1株当たり当期純利益	90円60銭	102円37銭	132円42銭	171円99銭
総資産（百万円）	8,070	11,412	12,013	12,511
純資産（百万円）	7,034	8,551	8,984	10,019
1株当たり純資産額	900円41銭	961円60銭	1,034円05銭	1,192円09銭

- (注) 1. 平成27年1月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第31期（平成24年度）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
2. 第34期（当連結会計年度）より、収益認識に関する会計方針を変更したため、第33期については、遡及修正後の数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ビーエスピーソリューションズ	150百万円	100.0%	ITシステム運用に関するソリューションの提供
株式会社データ総研	90百万円	100.0%	データベース設計に関連したコンサルティング
株式会社アスペックス	45百万円	100.0%	A S P 事業の運営
株式会社ビーティス	25百万円	100.0%	ソフトウェアの開発・販売
備実必（上海）軟件科技有限公司 (中国)	870千米ドル	100.0%	ソフトウェアの開発・販売

- (注) 当社は平成27年9月に株式交換により株式会社データ総研、株式会社アスペックスおよび株式会社ビーティスの株式を取得し、3社を完全子会社化しました。

(4) 対処すべき課題

IT活用がビジネスの競争優位性を決める大きな要因となっている現在、技術革新の波は、すべての企業がITを容易に駆使することができる環境を作り、競合関係は異業種間の垣根をも取り去るような時代となっています。

このような中、当社グループの主要なお客様である企業の情報システム部門には、事業の全体最適のためにIT予算を最大活用するだけでなく、事業価値向上につなげるための積極的な関わり方がますます求められています。

当社は、日本に数少ない独立系の自社開発のパッケージソフトウェアメーカーとして、データ活用とシステム運用を通じ、これまでシステムの運用、保守といった「守りのIT」を担当していた情報システム部門に、戦略立案や新しい技術を活かした事業拡大のための「攻めのIT」を担う役割への変革を支援していこうと考えます。

そして、「第2次中期経営計画」では、以下の3点から計画を推進し、お客様からの共感を積み上げ期待にお応えしてまいります。なお、最終年度となる平成29年度業績目標については、今後、環境変化を見極めながら、グループ連結売上高100億円、経常利益24億円を目指します。

1. 「メーカーとしての製品開発力の強化」

事業構造面では、「市場拡大製品群」と「独自のSaaS製品群をはじめとする新規ビジネス」を構造変革のための成長ドライバーとして設定し、既存事業である「生産性向上製品群」は、事業全体の成長を支える収益基盤としていきます。

市場拡大製品群の年間売上成長率は10%~50%を見込み、生産性向上製品群は成熟領域のため5%以下の低成長としています。これらの製品開発投資には、売上高の5~10%を充てる計画です。

また、事業構造変化に迅速に対応していくために、自社の経営資源だけではなく、事業提携やM&Aを積極的に活用していきます。

2. 「IT技術の入れ替え」

環境変化によりお客様の経営課題が常に変化するなか、当社グループが真のビジネスパートナーとなるためには、経営課題解決に必要なとされる最新ITを自社内に取り込んでいく必要があります。

当社では、そのために必要なITスキルを、「ソーシャル」「モバイル」「ビッグデータアナリティクス」「クラウド」「ネットワーク」「セキュリティ」に関わる技術、それにお客様固有の業務知識と考えています。これらの新技術を、既存技術者が習得することにより、新旧双方のIT技術に対応できる技術者を有するという強みを持った企業体の構築を目指します。

3. 「グループ会社戦略」

環境変化やお客様のニーズに迅速に対応するためには、小さな組織により成長のスピードを加速させることが効果的と考えます。そのために、社内インキュベーションの仕組みによる新規事業創出や、成長を加速させる元気な子会社の立ち上げを行うとともに、実践による経営力を身につけた人材育成を併せて推進していきます。

なお、コーポレート・ガバナンスについては、次のように考えます。

当社グループは、「しなやかなITで世界中の働く人を豊かにする」というビジョンを掲げ、「ユニークな発想」と「利他の精神」をもって社会の発展とおお客様の価値創造のための事業に取り組んでいきます。

当社グループでは、事業を通じ持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図っていくためには、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが重要であると考えています。

当社では、取締役会の合議機能、監査役会の監視機能および社内組織・業務分掌による牽制機能などを有効に発揮させるコーポレート・ガバナンス体制を構築・運用しています。さらに、取締役9名のうち2名を社外取締役とし、監査役会3名のうち3名全員を社外監査役とすることにより、より独立した立場からの経営に対する監督および監視機能の強化を図ってまいります。

当社グループは、これらの取組みの成果として提供される製品やサービスが、お客様からご評価をいただき、それが共感に結び付き、そして、その積み重ねが当社グループの企業価値の向上となるよう、事業を推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

企業向けデータ活用とシステム運用に関する製品販売と周辺システム開発、コンサルティング

(6) 主要な営業所（平成28年3月31日現在）

本社	東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟
R&Dセンター	東京都品川区東品川1-2-5 NOF品川港南ビル
大阪事業所	大阪府中央区博労町3-6-1 御堂筋エスジービル
名古屋事業所	名古屋市西区名駅3-9-37 合人社名駅3ビル

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
データ活用事業	150名	18名減
システム運用事業	161名	16名減
メインフレーム事業	4名	3名減
その他	64名	5名増
合計	379名	32名減

(注) 使用人数は就業員数で記載しております（「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません）。なお、その他として記載されている使用人数は、上記の3つの事業区分に属さない子会社および管理部門、研究開発部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
310名	112名増	39.6歳	11.5年

(注) 使用人数は就業員数で記載しております（「パートおよび嘱託社員」は含んでおりません）。また、平均年齢および平均勤続年数の小数点第2位以下は四捨五入して記載しております。
(平成27年4月1日付で株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーと合併致しました。)

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,500,000株
- ③ 株主数 6,213名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ビジネスコンサルタント	880,000株	10.47%
株式会社リンクレア	720,000株	8.56%
三菱UFJキャピタル株式会社	445,000株	5.29%
ユニリタ社員持株会	379,743株	4.51%
株式会社三菱東京UFJ銀行	374,800株	4.46%
T I S 株 式 会 社	291,600株	3.47%
株式会社クエスト	274,000株	3.26%
株式会社みどり会	270,000株	3.21%
三菱UFJ信託銀行株式会社	255,000株	3.03%
竹 藤 浩 樹	209,300株	2.49%

（注）持株比率は自己株式（94,821株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
代表取締役 社長執行役員	竹 藤 浩 樹	内部監査室担当 (備美必(上海)軟件科技有限公司(BSP上海)董 事長)
取 締 役 専務執行役員	増 田 栄 治	営業本部・新ビジネス本部担当
取 締 役 専務執行役員	古 川 章 浩	プロダクト事業本部・アウトソーシング 事業部担当、コーポレート企画室長
取 締 役 常務執行役員	新 藤 匡 浩	メインフレーム事業部担当
取 締 役 常務執行役員	秋 山 幸 廣	支援本部・広報IR室担当、支援部長 兼 経理部長 (株式会社ビーエスピーソリューションズ 代表取 締役社長)
取 締 役 執行役員	北 野 裕 行	営業本部 西日本事業部長
取 締 役 執行役員	秋 山 泰	プロダクト事業本部 プロダクト開発部長
取 締 役	渡 邊 治 巳	(ブレインセラーズ・ドットコム株式会社 代表取締役)
取 締 役	川 西 孝 雄	(株式会社ジェーシービー 代表取締役会長)
常 勤 監 査 役	山 口 謙 二	
監 査 役	葛 西 清	
監 査 役	東 三 郎	(株式会社ビジネスコンサルタント フェロー役員)

- (注) 1. 取締役 渡邊治巳氏および川西孝雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、渡邊治巳氏および川西孝雄氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 葛西清氏および東三郎氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 山口謙二氏、葛西清氏および東三郎氏は、監査役としての職務を遂行するうえでの相当の見識、経験等を有しております。また、葛西清氏については、株式会社東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 当社は執行役員制を導入しております。取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりであります。
- | | | | |
|------|-------|--------------|----------------------------|
| 執行役員 | 沼田 貴寿 | プロダクト事業本部 | カスタマーサービス部長 |
| 執行役員 | 結城 淳 | プロダクト事業本部 | 新自動化グループ長 |
| 執行役員 | 小池 拓 | アウトソーシング事業部長 | |
| 執行役員 | 成亥 稔 | プロダクト事業本部 | Be.Cloudグループ長 |
| 執行役員 | 辻 康孝 | プロダクト事業本部 | ITサービスマネジメント部 |
| 執行役員 | 野村 剛一 | 新ビジネス本部 | データアナリティクスグループ長 兼 ESBグループ長 |

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内としております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (2名)	268,531千円 (14,920千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	35,120千円 (21,280千円)
合 計 (うち社外役員)	12名 (4名)	303,651千円 (36,200千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、基本報酬248,211千円(うち社外取締役14,400千円)および役員賞与20,320千円(うち社外取締役520千円)が含まれております。
2. 監査役の報酬等の額には、基本報酬33,600千円(うち社外監査役20,400千円)および役員賞与1,520千円(うち社外監査役880千円)が含まれております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月18日開催の第33期定時株主総会において年額3億50百万円以内(ただし、使用人分給与は含みません)と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月22日開催の第24期定時株主総会において年額45百万円以内と決議いただいております。
6. 当該事業年度において、社外役員が子会社から役員として受けた報酬等の総額は245千円であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼務の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 渡邊治巳氏は、ブレインセラーズ・ドットコム株式会社の代表取締役を兼務しております。なお、同社との間には製品販売等において業務提携契約を締結しております。
- ・取締役 川西孝雄氏は、株式会社ジェーシービーの代表取締役会長を兼務しております。なお、同社との間には商品購入等の取引関係があります。
- ・監査役 葛西清氏は、株式会社アスペックス、株式会社ビーティスの監査役を兼務しております。なお、両社は当社の100%出資子会社であります。
- ・監査役 東三郎氏は、株式会社ビジネスコンサルタントのフェロー役員を兼務しております。フェロー役員とは、株式会社ビジネスコンサルタントの職制のひとつであって、会社法上の取締役、監査役ではありません。高度な専門性および豊富な経験を有する同社のコンサルタントの中で、卓越した実績をあげているとして同社取締役会が選任した者に与えられる職制の名称です。なお、同社との間には製品販売等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役 渡邊 治巳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。他社において長年経営に携わった経験と知見から適宜発言を行っております。
取締役 川西 孝雄	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。他社において長年経営に携わった経験と知見から適宜発言を行っております。
監査役 葛西 清	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。他社においてリスク管理および法務業務に長年携わった経験と知見から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。
監査役 東 三郎	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。他社において、コンサルタントとしての長年にわたる経験と知見から適宜発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、議案審議等に必要発言を適宜行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
- ② 会計監査人に対する報酬等
- | | |
|--|----------|
| (i) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 32,560千円 |
| (ii) 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 32,560千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人としての適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 会社法第340条第1項に定める項目

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

④ 会計監査人の業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

イ 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ 処分の内容

- ・ 3ヵ月の業務の一部停止（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ 処分の理由

- ・ 株式会社東芝の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められた。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、平成21年5月8日の取締役会において決議し、平成28年4月21日の取締役会において再確認した内容は以下のとおりであります。

① 職務執行の基本方針

当社は、平成26年3月に次のとおり「企業理念」を改訂し、新たに「行動指針」を作成し、すべての役員および従業員（社員、嘱託、契約社員、派遣社員その他当社の業務に従事するすべての者を言います。）が、職務を執行するにあたっての基本方針としております。

【企業理念】

私たちは、しなやかなITを使い、社会の発展とより良い未来の創造に貢献する企業を目指します。

【行動指針】

1. ユニーク

私たちは、ITの先導役として、ユニークな発想で、これまでにない製品やサービスを提供します。

2. 誠実

私たちは、企業として持続するために、すべてのステークホルダーに対して、誠実であり続けます。

3. 利他

私たちは、お客様の利益に資する『利他』の精神で行動します。

4. 変化、挑戦

私たちは、変化へ俊敏に対応し、未知の事に挑戦し続けます。同時に、失敗からも学ぶ逞しい精神を大切にします。

5. 結束

私たちは、無難な判断を排し、納得するまで議論を尽くします。そして、目標達成に向かって心をひとつにし、結果を出します。

6. グローバル

私たちは、世界中の国や地域の文化、慣習を尊重し、ともに働き、ともに学び、地域の発展に貢献します。

7. 凜

私たちは、企業人として法令と社会ルールを遵守し、凜としてしなやかに行動します。

当社は、この「企業理念」および「行動指針」の下、適正な業務執行のための体制を構築し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

当社は、今後とも、内外環境の変化に応じ、一層適切な内部統制システムを整備すべく、努めてまいります。

- ② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 取締役および従業員が遵守すべき規範、とるべき行動の基準を示した「企業理念」および「行動指針」を全役職員に周知徹底させるとともに、必要に応じ、その内容を追加・修正することとします。
 - (ii) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督することとします。
 - (iii) 法令ならびに「企業理念」および「行動指針」その他諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的として内部通報制度を設置します。
- ③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、稟議規程、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理することとし、取締役および監査役は必要に応じてこれらの閲覧を行うことができるものとします。
- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) 当社事業の特性上重要度の高いリスクである広域災害発生時に対応するために「危機管理委員会」を設置し、緊急連絡網の整備、お客様情報の整備等を定期的を実施し、不測の事態発生時に速やかに対応し、お客様のシステムの稼動を支援する体制を構築します。
 - (ii) 既存の業務管理規程に盛り込まれている業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切にリスク対応を行うために、内部統制要領に従った、全社的なリスク管理体制を整備します。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催します。
 - (ii) 決裁に関する職務権限規程において、業務執行取締役および執行役員等の決裁権限を定め、特に社長執行役員による会社の業務執行の決定に資するため、原則として毎月1回以上（定時）開催している執行役員会にて審議のうえ、執行決定を行います。

- (iii) 取締役の職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、組織規程において各部門の業務分掌を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保します。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (i) 【当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制】
経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営意思を尊重しつつ、一定の事項について報告を求めるほか、関係会社の非常勤取締役を当社から派遣し、関係会社の取締役の職務執行を監視・監督します。
- (ii) 【当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制】
「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の経営状況、財務状況等の把握、分析検討をするために、当社は「関係会社管理規程」所定の資料の提出を求め、関係会社はこれに応ずるものとします。また、当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることとします。
- (iii) 【子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】
「関係会社管理規程」に基づき、定期的で開催される「関係会社責任者会議」において、「関係会社管理規程」に定める資料により、年度決算、中期・年度・下期見直し事業計画等の説明を行います。
- (iv) 【子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制】
当社の内部監査室が関係会社に対する内部監査を実施し、その結果を当社の取締役および関係会社の取締役に報告します。また、関係会社の監査役と情報交換の場を定期的に設けます。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 内部監査室が必要に応じて監査役の監査を補助する旨、職務分掌規程で明確化します。
- (ii) 監査役から監査役を補助することの要請を受けた内部監査室の従業員は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとします。また、当該従業員の人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役会と協議のうえ決定するものとします。

- ⑧ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（i）当社および関係会社のすべての取締役および従業員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、監査役に報告を行うものとします。
- （ii）監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができます。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、当社および関係会社の監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役または監査役会が監査の実施のために、独自に外部の専門家（弁護士、公認会計士等）に助言を求め、または、必要な調査を委託する等所要の費用を請求するときは、当該請求が監査役または監査役会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、当社はその費用を負担するものとします。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- 代表取締役および業務執行を担当する取締役は、監査役との意思疎通を図るため、監査役の求めに応じ、原則として半期に一度定期的な連絡会を持つこととします。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告の基本方針」に基づき、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行います。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制
- 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たないこと、不当な要求を受け入れないことを基本方針とし、すべての取締役および従業員に周知徹底します。また、顧問弁護士、警察等の外部の機関とも連携し、体制を整備します。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 職務執行の基本方針の運用状況

取締役および社員に対して、「企業理念」および「行動指針」を記載したカードを配付しております。

② 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の運用状況

(i) 年2回、全社的な内部統制運用状況の評価結果および法令遵守状況を取締役に報告しております。

(ii) 毎年定期的に、e-Learningを使用して、当社グループの取締役および従業員に対して、コンプライアンス・内部統制・プライバシーマークに関する教育を実施しております。また、中途入社社員に対しても、随時、入社時のオリエンテーションの際にこれらの教育を実施しております。更に、年2回、当社グループの取締役および幹部社員に対しては、特に管理者層が注意すべきコンプライアンス・内部統制の重要部分に関する教育を追加で実施しております。

(iii) 内部通報制度に関して、社内の内部通報窓口とは別に、社外弁護士による外部通報窓口を設定し、内部通報制度に関するポスターを当社グループの全ての事業所に掲示しております。

(iv) 取締役および従業員に対して、「個人情報取り扱いに関する同意書兼誓約書」「ソーシャルメディアポリシーに関する誓約書」「秘密情報の取り扱いに関する誓約書」「コンピュータ環境の利用に関する誓約書」の提出を義務付けております。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制の運用状況

「情報セキュリティポリシー」に従い、文書管理システムにて、各種規程および取締役会・監査役会・執行役員会等の重要な会議における資料や議事録の保存、管理を実施しています。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

(i) 年2回、取締役・執行役員・部門長を委員とする危機管理委員会を開催し、策定した事業継続計画（BCP）の実効性を高めるために、災害時における安否確認・業務復旧・事業継続等の観点から、随時、BCPの見直し更新を行っております。

(ii) コンプライアンス、内部統制、各種社内規程等に関して違反があった際には、当該違反者は、取締役および部門長に対して、都度、速やかに、違反の経緯・原因・再発防止策を「業務改善報告書（顛末書）」に取り纏めて提出することが義務付けられております。また、年2回、取締役会、当社グループの役員および幹部社員が出席する幹部会においても、当該報告が行われております。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況
 - (i) 年間会議スケジュールに従い、取締役会（月1回）、経営会議（月1回ないし2回）、執行役員会（原則月2回）をそれぞれ開催しております。また、臨時取締役会（当期2回）も開催しております。
 - (ii) 当社グループの各取締役は、四半期に一度、担当部門の施策および計数の予算と実績を比較したPDCAサイクル（PDCA cycle、plan-do-check-act cycle）に基づき報告を取締役会に行っております。
- ⑥ ユニタグループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況
 - (i) 当社グループの各取締役は、営業成績、財務状況その他重要な情報について、毎月、取締役会に報告しております。また、当社の取締役または執行役員が子会社の取締役を兼務し、毎月、子会社の取締役会に出席して意見を述べております。
 - (ii) 当社の経理・財務担当の取締役は、子会社に対して、規程に定められた資料（月次決算報告書、月次業務活動状況報告書など）の提出を求め、これを保管しております。
 - (iii) 経理・財務担当の取締役および監査役は、四半期毎に会計監査人とのミーティングを実施しております。
 - (iv) 当社の取締役は、子会社の達成すべき目標を明確化して共有するため、子会社の状況を当社の取締役会に報告しております。また、毎月、当社グループの各代表取締役（社長）が参加する会合を開催し、意見交換しております。
 - (v) 子会社の管理を担当する当社の取締役は、子会社の取締役会にて子会社の取締役または幹部社員と意見交換を行い、職務執行の効率性に関する観点からの課題把握・提案を行っております。
 - (vi) 内部監査室は、監査規程に基づき、金融商品取引法の整備・運用状況に関して当社グループの監査を実施しております。
 - (vii) 当社の監査役は、子会社の監査役を兼任し、子会社に関する状況を監査役会に定期的に報告しております。
- ⑦ 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および監査役が当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項の運用状況
 - (i) 内部監査室が必要に応じて監査役の監査を補助する旨を社内規程に明記しております。内部監査室は、当該規程に基づき、監査役の指示に従い、補助業務を実施し、適宜、問題がある場合は監査役に報告を行っております。
 - (ii) 内部監査室は、監査役の補助業務に関しては、取締役および上長等の指揮・命令を受けておらず、また、人事評価に関しても監査役会と協議のうえ決定しております（当期、内部監査室に関して、人事異動、懲戒処分はございません）。

- ⑧ 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制の運用状況
取締役会、経営会議、執行役員会において、随時、監査役に対して、重要事項に関する報告を行っております。特に取締役会において、年2回、内部統制活動の状況（コンプライアンス・内部通報・リスク管理等）を監査役に報告しております。
- ⑨ 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況
「グループ内部統制規程」に不利益取扱いを禁止する旨を明記して、従業員に周知しております。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項の運用状況
監査役会は、期初に必要な経費を予算計上し、経理部は、監査役または監査役会の職務の執行に必要な費用に関して、監査役からの費用請求に基づき速やかに支払処理しております。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況
半期に一度、代表取締役と監査役との連絡会を開催し、意見交換しております。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制の運用状況
(i) 内部監査室は、独立的立場から、全ての部門における内部統制システムの遵守状況および有効性を確認するため、各部門長による日々の決裁承認行為等に関する日常的なモニタリングおよび「内部統制チェックリスト」「業務改善報告書（顛末書）」を使用した包括的なモニタリングを実施しております。
(ii) 内部監査室は、業務プロセスに関する運用状況評価（いわゆるJ-SOX監査）を実施し、監査結果を会計監査人に提出しております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制の運用状況
(i) 反社会的勢力排除に向けた体制および運用方法に関する教育コンテンツを、コンプライアンス研修に組み込んで実施しております。
(ii) 当社グループにおける反社会的勢力排除に関する規程を制定し、平成27年12月より、日経テレコンを使用して、当社グループとの新規取引先が反社会的勢力に該当しないかどうかの調査を実施し、反社会的勢力に該当する場合もしくはその疑いが濃厚な場合は取引を行わないこととしております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容およびその実現に資する取組み

当社グループは、データ活用、ITシステム運用分野において高い技術力とそれを支える人材、さらにはお客様との安定した取引関係によって着実に業容を拡大しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値の源泉、多様なステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ならびに株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ならびに株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

このような考えのもと、当社は、平成18年6月22日付で「当社株式にかかる買収提案への対応方針」（買収防衛策）を導入し、数次の更新を経ております。現在の買収防衛策（以下「現プラン」といいます。）は、平成26年6月18日開催の第32期定時株主総会において承認され、その有効期間は本総会終結の時までとなります。

当社は、買収防衛策に関する議論の進展など近年のわが国の資本市場と法的・経済的環境を検討した結果、株主の皆様の適切な判断のための必要かつ十分な情報と時間を確保すること、大規模買付者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社グループの企業価値の向上ならびに株主共同の利益に反する大量買付けを抑止し、不適切な者によって当社グループの財務および事業の方針の決定が支配されることを防止することを目的とし、現プランの重要性が変わるところはないと判断し、平成28年5月9日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、さらに2年間の継続更新（以下、継続更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）をお願いすることを決議いたしました。本プランの詳細については、後記株主総会参考書類第5号議案をご参照ください。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【10,072,861】	【流動負債】	【2,129,889】
現金及び預金	6,878,086	買掛金	178,525
売掛金	1,006,500	1年内返済予定の長期借入金	6,672
有価証券	1,499,892	未払法人税等	44,015
たな卸資産	9,420	前受収益	1,315,930
繰延税金資産	231,068	賞与引当金	102,655
その他	461,719	役員賞与引当金	33,467
貸倒引当金	△13,826	その他	448,623
【固定資産】	【2,438,264】	【固定負債】	【361,488】
(有形固定資産)	(134,752)	長期借入金	5,544
建物	41,578	長期未払金	256,825
工具、器具及び備品	31,674	役員退職慰労引当金	46,370
土地	61,500	退職給付に係る負債	52,749
(無形固定資産)	(217,337)	負債合計	2,491,377
ソフトウェア	214,494	純 資 産 の 部	
その他	2,843	【株主資本】	【9,846,950】
(投資その他の資産)	(2,086,173)	資本金	1,330,000
投資有価証券	1,730,632	資本剰余金	2,094,338
繰延税金資産	10,929	利益剰余金	6,487,603
差入保証金	164,779	自己株式	△64,991
その他	179,831	【その他の包括利益累計額】	【172,798】
資産合計	12,511,126	その他有価証券評価差額金	169,234
		為替換算調整勘定	3,563
		【非支配株主持分】	【-】
		純資産合計	10,019,748
		負債純資産合計	12,511,126

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,198,673
売上原価	1,810,070
売上総利益	5,388,602
販売費及び一般管理費	3,856,676
営業利益	1,531,926
営業外収益	107,823
受取利息	3,112
受取配当金	87,639
為替差益	70
保険配当金	8,342
その他	8,659
営業外費用	4,432
支払利息	664
社債利息	154
投資事業組合運用損	2,061
コミットメントファイ	998
その他	554
経常利益	1,635,318
特別利益	38,781
投資有価証券売却益	38,781
税金等調整前当期純利益	1,674,099
法人税、住民税及び事業税	108,816
法人税等調整額	113,843
当期純利益	1,451,439
非支配株主に帰属する当期純利益	9,391
親会社株主に帰属する当期純利益	1,442,048

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から)
(平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,330,000	1,566,014	5,780,207	△588,531	8,087,690
会計方針の変更による累積的影響額			△352,618		△352,618
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,330,000	1,566,014	5,427,588	△588,531	7,735,071
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△382,032		△382,032
親会社株主に帰属する当期純利益			1,442,048		1,442,048
自己株式の取得				△176	△176
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		528,323		523,715	1,052,039
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	528,323	1,060,015	523,539	2,111,878
当連結会計年度末残高	1,330,000	2,094,338	6,487,603	△64,991	9,846,950

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持分	純資 産計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	157,787	7,370	165,158	1,084,214	9,337,062
会計方針の変更による累積的影響額					△352,618
会計方針の変更を反映した当期首残高	157,787	7,370	165,158	1,084,214	8,984,444
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△382,032
親会社株主に帰属する当期純利益					1,442,048
自己株式の取得					△176
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					1,052,039
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	11,447	△3,807	7,639	△1,084,214	△1,076,574
当連結会計年度変動額合計	11,447	△3,807	7,639	△1,084,214	1,035,304
当連結会計年度末残高	169,234	3,563	172,798	-	10,019,748

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[9,052,126]	【流動負債】	[1,857,096]
現金及び預金	6,052,939	買掛金	158,233
売掛金	869,950	未払金	231,516
有価証券	1,499,892	未払費用	95,005
仕掛品	5,545	未払法人税等	15,613
貯蔵品	424	未払消費税等	27,757
前払費用	173,496	前受収益	1,203,888
繰延税金資産	200,926	預り金	21,693
その他の	260,352	賞与引当金	81,272
貸倒引当金	△11,400	役員賞与引当金	21,840
【固定資産】	[2,867,572]	その他の	276
(有形固定資産)	(126,997)	【固定負債】	[233,185]
建物	40,198	長期未払金	222,566
工具、器具及び備品	25,299	退職給付引当金	10,619
土地	61,500	負債合計	2,090,282
(無形固定資産)	(166,386)	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	164,024	【株主資本】	[9,660,181]
電話加入権	2,361	(資本金)	(1,330,000)
(投資その他の資産)	(2,574,187)	(資本剰余金)	(1,965,441)
投資有価証券	1,730,632	資本準備金	1,450,500
関係会社株式	500,722	その他資本剰余金	514,941
関係会社出資金	18,003	(利益剰余金)	(6,438,156)
出資金	17,100	利益準備金	120,000
繰延税金資産	10,929	その他利益剰余金	6,318,156
差入保証金	151,790	別途積立金	1,982,200
その他の	145,009	繰越利益剰余金	4,335,956
資産合計	11,919,698	(自己株式)	(△73,415)
		【評価・換算差額等】	[169,234]
		(その他有価証券評価差額金)	(169,234)
		純資産合計	9,829,416
		負債純資産合計	11,919,698

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	5,977,469
売上原価	1,370,893
売上総利益	4,606,576
販売費及び一般管理費	3,208,776
営業利益	1,397,800
営業外収益	133,882
受取利息	3,014
受取配当金	95,639
受取事業手数料	16,560
受取保険配当金	8,098
その他	10,570
営業外費用	3,862
支払利息	170
社債償還利息	154
為替差損	287
投資事業組合運用損	2,061
コミットメントファイ	998
その他	190
経常利益	1,527,820
特別利益	175,940
投資有価証券売却益	38,781
抱合せ株式消滅差益	137,159
特別損失	26,604
関係会社出資金評価損	26,604
税引前当期純利益	1,677,155
法人税、住民税及び事業税	80,471
法人税等調整額	118,708
当期純利益	1,477,975

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 金 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 剰 余 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	1,330,000	1,450,500	－	1,450,500	120,000	1,982,200	3,592,632	5,694,832
会計方針の変更による累積的影響額							△352,618	△352,618
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,330,000	1,450,500	－	1,450,500	120,000	1,982,200	3,240,013	5,342,213
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△382,032	△382,032
当期純利益							1,477,975	1,477,975
自己株式の取得								
合併による変動額			478,645	478,645				
株式交換による変動額			36,295	36,295				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	514,941	514,941	－	－	1,095,942	1,095,942
当 期 末 残 高	1,330,000	1,450,500	514,941	1,965,441	120,000	1,982,200	4,335,956	6,438,156

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△665,007	7,810,324	151,661	151,661	7,961,986
会計方針の変更による累積的影響額		△352,618			△352,618
会計方針の変更を反映した当期首残高	△665,007	7,457,705	151,661	151,661	7,609,367
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△382,032			△382,032
当期純利益		1,477,975			1,477,975
自己株式の取得	△176	△176			△176
合併による変動額	559,062	1,037,708			1,037,708
株式交換による変動額	32,705	69,000			69,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			17,573	17,573	17,573
当期変動額合計	591,592	2,202,475	17,573	17,573	2,220,049
当 期 末 残 高	△73,415	9,660,181	169,234	169,234	9,829,416

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社ユニリタ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥山弘幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥谷績	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユニリタの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユニリタ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、保守サービス料の一部について、契約時に売上高に計上し将来の費用を引き当てる方法を採用していたが、当連結会計年度より、契約期間に応じて売上高に計上する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

株式会社ユニリタ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 奥 山 弘 幸 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 奥 谷 績 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユニリタの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第34期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、保守サービス料の一部について、契約時に売上高に計上し将来の費用を引き当てる方法を採用していたが、当事業年度より、契約期間に応じて売上高に計上する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第34期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、平成27年6月18日開催の監査役会において監査の方針、監査計画、各監査役の職務の分担を協議し、決定いたしました。また、監査役会を毎月定期的に開催し、取締役会の付議議案についての事前審査、各監査役の活動状況およびその結果の共有ならびに意見交換を行うほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、当期の監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録および決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、各監査役が子会社の監査役を兼務し、担当子会社の取締役会に出席するとともに、子会社の取締役および使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、その事業および財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および会計監査人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。内部監査部門については、事前に監査計画につき協議を行い、実施した監査の結果について監査終了の都度、監査役会等において報告を受け、意見交換を行い、内部統制システムの整備状況について協議いたしました。
 - ③事業報告等に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（会社の支配に関する基本方針）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から公認会計士・監査審査会による検査、日本公認会計士協会によるフォローアップレビューの結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人は平成28年1月29日、金融庁の処分内容を踏まえた業務改善計画を金融庁に提出しており、その内容およびその計画における諸施策の主な進捗状況についても報告を受けております。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告等に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告等に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月26日

株式会社ユニリタ 監査役会

常勤監査役 山 口 謙 二 ㊞

監査役
(社外監査役) 葛 西 清 ㊞

監査役
(社外監査役) 東 三 郎 ㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、長期的な観点から企業価値の増大に努めるとともに、株主の皆様へ長期にわたって安定的な利益還元を行うことを経営の重要課題として認識しております。

配当による利益還元については、将来の成長に必要な投資、健全な財務体質の維持向上に充てる内部留保の水準等を総合的に考慮したうえで、連結配当性向30%を目処として年間配当額を決定し、中間および期末配当を継続して実施することを、上場以来の基本方針としております。

この基本方針に基づき、期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当期の期末配当金につきましては、1株当たり普通配当20円00銭に加え、「上場10周年記念配当」として7円00銭を加えた、27円00銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、226,939,833円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月17日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。



第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役の竹藤浩樹氏、増田栄治氏、古川章浩氏、新藤匡浩氏、秋山幸廣氏、北野裕行氏、秋山泰氏、渡邊治巳氏、川西孝雄氏は任期満了となります。



つきましては、取締役9名の選任をお願いいたします。


取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	 竹藤 浩樹 (昭和36年7月22日生)	平成6年4月 当社入社 平成11年6月 取締役カスタマサービス部長 平成15年1月 BSP International Corp.CEO 平成15年10月 当社常務取締役技術本部長 平成16年4月 代表取締役社長 平成19年11月 備実必(上海)軟件科技有限公司(BSP上海) 董事長(現在に至る) 平成20年4月 代表取締役社長執行役員 平成23年4月 代表取締役社長執行役員、 海外業務管掌、内部監査室管掌、プレミアムカスタマ部担当 平成26年4月 代表取締役 社長執行役員 海外業務管掌、内部監査室管掌、次期技術開発管掌、プレミアムカスタマ部担当 平成27年4月 代表取締役 社長執行役員 内部監査室担当(現在に至る)	209,300株
2	 増田 栄治 (昭和35年5月1日生)	平成6年4月 当社入社 平成11年6月 取締役営業部長 平成13年4月 株式会社ビーエスピーソリューションズ常務取締役 平成15年4月 同社専務取締役 平成16年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 当社取締役専務執行役員、 営業本部管掌 平成25年6月 取締役専務執行役員 営業本部管掌 兼 株式会社ビーコン インフォメーションテクノロジー取締役 平成26年4月 当社取締役 兼 株式会社ビーコン インフォメーションテクノロジー取締役 専務執行役員 ITP 本部、中部西日本統括本部管掌 平成27年4月 当社取締役 専務執行役員 営業本部・新ビジネス本部担当(現在に至る)	142,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	 <p>ふるかわ あきひろ 古川章浩 (昭和31年7月21日生)</p>	<p>昭和55年4月 日本電気株式会社 入社 平成13年1月 イーシステム株式会社入社 同社取締役 平成17年9月 当社入社 コーポレート企画室長 平成17年11月 常務取締役、コーポレート企画部長、 プロダクト推進部、エンタープライズ・マーケティング&セールス部、品質管理室担当 平成18年11月 株式会社ビーエスピー・プリズム代表取締役社長 平成19年4月 常務取締役、コーポレート企画室長、マーケティング部、品質管理室担当 平成20年4月 取締役専務執行役員、コーポレート企画室長、品質管理室担当、開発本部管掌 平成23年4月 取締役専務執行役員、プロダクト事業本部管掌、プロダクト事業本部ITサービスマネジメント部担当、コーポレート企画室長 平成27年4月 取締役 専務執行役員 プロダクト事業本部・アウトソーシング事業部担当、コーポレート企画室長 (現在に至る)</p>	99,400株
4	 <p>しんどう まさひろ 新藤匡浩 (昭和37年6月9日生)</p>	<p>昭和60年3月 株式会社ソフトウェア・エージー・オブ・ファースト(平成8年8月 株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーに商号変更、平成27年4月 当社と合併) 入社 平成19年4月 同社執行役員 平成22年4月 同社ビジネスフォース事業部事業部長 平成23年4月 同社執行役員 平成24年4月 同社執行役員副社長 平成24年6月 同社代表取締役社長 最高経営責任者 兼 最高執行責任者 平成27年4月 当社取締役 常務執行役員 メインフレーム事業部担当 (現在に至る)</p>	40,020株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	 <p>あきやま ゆきひろ 秋山幸廣 (昭和32年4月3日生)</p>	<p>昭和55年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行</p> <p>平成14年1月 同行原宿法人営業部部長兼支店長</p> <p>平成16年1月 同行金融法人部部長</p> <p>平成18年6月 同行銀座支社 兼 月島支社 支社長</p> <p>平成21年5月 当社入社 経理部長</p> <p>平成21年12月 執行役員 支援本部長 兼 支援部長 兼 経理部長</p> <p>平成22年6月 取締役執行役員、支援本部長、広報IR室担当、兼 支援部長兼経理部長</p> <p>平成23年4月 取締役常務執行役員、支援本部管掌、広報IR室管掌、支援本部担当兼支援部長 兼 経理部長</p> <p>平成26年4月 取締役常務執行役員、支援本部管掌、広報IR室管掌、支援本部担当兼支援部長 兼 経理部長</p> <p>株式会社ビーエスピーソリューションズ 代表取締役社長(現在に至る)</p> <p>平成27年4月 取締役 常務執行役員 支援本部・広報IR室担当、支援部長 兼 経理部長(現在に至る)</p>	56,400株
6	 <p>きたの ひろゆき 北野裕行 (昭和45年10月22日生)</p>	<p>平成6年4月 当社入社</p> <p>平成21年4月 株式会社ビーエスピーソリューションズ 第一カンパニー 部長</p> <p>平成24年4月 執行役員 営業本部担当 兼 株式会社ビーエスピーソリューションズ 代表取締役社長</p> <p>平成25年10月 執行役員 営業本部 副本部長 兼 東日本営業部長 兼 株式会社ビーエスピーソリューションズ 代表取締役社長</p> <p>平成26年4月 執行役員 営業本部長 兼 東日本営業部長 兼 西日本統括部長</p> <p>平成27年4月 取締役 執行役員 営業本部 西日本営業部長(現在に至る)</p>	22,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼任の状況)	所有する 当社株式の数
7	 <p>あき やま たい 秋 山 泰 (昭和38年11月20日生)</p>	<p>平成6年4月 株式会社ソフトウェア・エージー・オブ・ファースト(平成8年8月株式会社ビーコン インフォメーションテクノロジーに商号変更、平成27年4月当社と合併)入社</p> <p>平成17年10月 同社執行役員</p> <p>平成19年4月 同社常務執行役員</p> <p>平成22年4月 同社執行役員</p> <p>平成24年6月 同社取締役</p> <p>平成25年2月 同社専務執行役員 プロダクト販売本部担当</p> <p>平成26年4月 同社執行役員 ブランド本部担当</p> <p>平成27年4月 当社取締役 執行役員 プロダクト事業本部 プロダクト開発部長(現在に至る)</p>	21,600株
8	 <p>わた なべ はる み 渡 邊 治 巳 (昭和29年6月7日生)</p>	<p>昭和52年4月 大阪商船三井船舶株式会社 (現・商船三井株式会社)入社</p> <p>昭和59年4月 株式会社エイ・エス・ティ (現・株式会社ITフロンティア)入社</p> <p>平成12年4月 ブレインセラーズ・ドットコム株式会社 設立 代表取締役(現在に至る)</p> <p>平成22年10月 当社顧問</p> <p>平成23年6月 当社社外取締役(現在に至る)</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	 かわにし たかお 川西孝雄 (昭和23年11月23日生)	昭和47年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成11年6月 同行執行役員 名古屋支店長 平成14年1月 株式会社UFJ銀行 常務執行役員 人事部・総務部担当 平成16年5月 同行代表取締役専務執行役員 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 常務取締役 人事部担当 平成20年4月 同行副頭取 法人部門長 平成22年6月 株式会社ジェーシービー 代表取締役兼 執行役員社長 平成26年6月 同社 代表取締役会長(現在に至る) 平成27年2月 当社社外取締役(現在に至る)	100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平成27年4月1日、当社は株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジーと合併しております。
3. 渡邊治巳氏および川西孝雄氏は、社外取締役候補者であります。
4. (1) 渡邊治巳氏を社外取締役候補者とした理由は、ソフトウェア業界における会社経営についての豊富な知識・経験を有していることから、社外取締役として引き続き当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待しており、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。
- (2) 川西孝雄氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営についての豊富な知識・経験を有していることから、社外取締役として当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしていくことを期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年4ヵ月となります。
5. 当社は、渡邊治巳氏および川西孝雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
6. 渡邊治巳氏および川西孝雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。



第3号議案 監査役2名選任の件

監査役の山口謙二氏は、本定時株主総会終結の時をもって、辞任いたします。また、監査役の葛西清氏は、本定時株主総会終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者 竹中豊典氏は、監査役 山口謙二氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、山口謙二氏の任期が満了する平成31年6月開催予定の当社第37期定時株主総会終結の時までとなります。

本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	 葛西清 (昭和23年5月30日生)	昭和46年7月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成10年4月 同行コンプライアンス統括部上席調査役 平成14年1月 同行法務室長 平成15年9月 ニイウス株式会社入社 戦略法務担当理事 平成17年4月 株式会社日本ビジネスリース入社 執行役員 リスク管理統括部長 兼 お客様相談室長 平成20年6月 当社監査役(現在に至る)	5,000株
2	 <新任> 竹中豊典 (昭和32年12月11日生)	昭和56年4月 株式会社三和銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成14年1月 株式会社UFJホールディングス 経営企画主計室長 兼 株式会社UFJ銀行 企画部次長 平成14年10月 株式会社UFJ銀行 決済業務部長 平成16年7月 株式会社UFJホールディングス 経営企画主計室長 兼 株式会社UFJ銀行 財務部長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 財務企画部 副部長 平成18年7月 株式会社三菱東京UFJ銀行 尼崎支社長 平成21年1月 日本電子債権機構設立調査株式会社(現 日本電子債権機構株式会社) 顧問 平成21年2月 同社 代表取締役(現在に至る)	0株


- (注) 1. 竹中豊典氏は、新任の候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 葛西清氏および竹中豊典氏は、社外監査役候補者であります。
4. (1) 葛西清氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が上場会社における法務業務に精通し、その経験や知識を活かし、監査体制の強化を期待することができ、取締役の職務の執行の監査、取締役会の意思決定の監査、取締役会の監督義務履行状況の監査等、監査役としての職務を遂行する上で、バランスのとれた判断能力を有し、コーポレートガバナンスに造詣が深く、取締役に対し適切なアドバイスができ、人物的にも監査役会メンバーとして協働できるものと期待して選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
- (2) 竹中豊典氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が取締役の職務執行の監査、取締役会の意思決定の監査、取締役会の監督義務履行状況の監査等、監査役としての職務を遂行する上で、バランスのとれた判断能力を有し、コーポレートガバナンスに造詣が深く、取締役に対し適切なアドバイスができ、人物的に監査役会メンバーとして協働いただけるものと期待して選任をお願いするものであります。
5. (1) 当社は葛西清氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (2) 竹中豊典氏が本定時株主総会において監査役に選任され、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 竹中豊典氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。竹中豊典氏が本定時株主総会において監査役に選任され、同氏が監査役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 竹中豊典氏は、現在、日本電子債権機構株式会社の代表取締役ですが、平成28年6月開催予定の同社定時株主総会において、退任する予定です。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、引き続き補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
 <p>たけむら おきむ 武村 修 (昭和25年8月3日生)</p>	昭和44年4月 日立造船株式会社入社	0株
	昭和62年1月 株式会社東洋情報システム (現TIS株式会社)入社	
	平成7年10月 同社 管理本部経理部長	
	平成15年5月 クオリカ株式会社非常勤監査役	
	平成16年4月 TIS株式会社 グループサービスセンター 経理部長	
	平成18年6月 同社 常勤監査役	
	平成23年6月 同社 常勤監査役退任	
	平成23年6月 クオリカ株式会社 常勤監査役	
	平成23年6月 高律科(上海) 情報システム有限公司 監事	
	平成25年6月 クオリカ株式会社 非常勤監査役	
平成25年7月 当社顧問		
平成26年6月 当社補欠監査役(現在に至る)		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 武村修氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 武村修氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、経理業務に長年従事し、他社での監査役としての専門的知識と豊富な経験を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。
4. 武村修氏が補欠監査役に選任され、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償の限度額について、法令が定める範囲内とする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続更新の件

当社は、平成26年6月18日開催の当社第32期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式にかかる大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続更新しておりますが、現プランの有効期限は本総会終結の時までとなっております。

当社は、平成28年5月9日開催の当社取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件として、さらに2年間の継続更新（以下、継続更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）を決議いたしました。本議案は、本プランの継続更新につき株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

【1】継続更新の必要性

当社は、買収防衛策に関する近年のわが国の法的・経済的環境を検討した結果、買収防衛策の重要性が変わるところはないと判断し、本プランに所要の変更を加え、本総会に本プランの2年間の継続更新を諮るものであります。

【2】継続更新に伴う変更内容の概要

本継続更新における主な変更点は以下のとおりであり、その他所要の変更を行っておりますが、変更前のプランから的大幅な変更点はありません。

- (1) 平成27年4月1日に株式会社ビーコン インフォメーション テクノロジー（以下、「ビーコンIT」といいます。）を吸収合併したことに伴う会社の支配に関する基本方針の実現に関する取組みの内容
- (2) 企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴の開示

本プランの継続更新および上記変更内容につきましては、監査役3名全員が、具体的運用が適正に行われることを条件として同意しております。

なお、本日現在、当社に対する当社株式の大規模買付行為の提案、申し入れ等は一切ありませんので、念のため申し添えます。また、平成28年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙5の通りです。

【3】継続更新後の本プランの内容

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な数の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであり、そのような買付提案を一概に否定すべきではないと考えております。

しかしながら、株式市場においては、買付の対象会社（以下、対象会社）の取締役会の賛同を得ず一方的に大規模買付行為の提案を強行する動きがいまだに発生しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの経営基本理念、企業価値の源泉、各ステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社グループの企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者である必要があります。

従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為の提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に関する取組み

1 当社グループの事業内容

当社グループ（当社および子会社である株式会社ビーエスピーソリューションズ、備実必（上海）軟件科技有限公司（略称BSP上海）、株式会社アスペックス、株式会社ビーティス、株式会社データ総研の主要6社により構成しております。）は、「データ活用事業」、「システム運用事業」、「メインフレーム事業」、および「その他事業」を行っております。

「データ活用事業」とは、インターネットの普及やコンピュータの能力向上により、非定型でリアルタイムに生成される膨大なデジタルデータを、分析・活用するためのソフトウェアならびにサービスの提供を通じ、お客様の事業戦略をサポートする事業です。

「システム運用事業」とは、基幹業務システムの各種コンピュータやシステムを正確かつ効率的に使用することにより、お客様の事業活動に必要な情報が正確かつタイムリーに処理されるようシステムを稼働させるためのソフトウェアならびにサービスの提供事業です。

「メインフレーム事業」とは、金融機関や大手のお客様を中心とした基幹業務システム運用管理のためのメインフレーム系自社ソフトウェア製品の販売・サポート事業です。

「その他事業」とは、SaaSによる人材派遣会社向け勤怠管理サービスや事業継続対策の構築・運用・保守事業です。連結子会社である株式会社アスペックスおよび株式会社ビーティスが担っております。

2 当社グループの企業価値の源泉

「データ活用事業」では、ビッグデータ環境下、お客様がデータ活用やシステム連携などを実現するためのソフトウェアを中心とした製品およびサービスの提供を通じ、お客様のビジネスにとって新たな価値づくりのサポートを行っております。

「システム運用事業」および「メインフレーム事業」においては、お客様が保有する基幹業務システムの運用管理のためのソフトウェア製品を自ら開発し、販売しております。当社が提供する製品は、大型コンピュータからUNIX、Windows、Linuxなど、企業が利用するハードウェア環境に広く対応しているため、コンピュータの種類やメーカーに左右されない基幹業務システムの運用管理が可能となります。また、保守サービスは、24時間365日のサポートはもちろん、製品バージョンアップの無償提供、さらにはお客様のハードウェア環境が変化した場合でも従来同様ご利用いただける独自のライセンス交換サービスを提供するなどの優位性の高いサービスを提供しており、永年にわたって継続してご利用いただける点で極めて高い評価を得ております。

「その他事業」においては、人材派遣市場向けに、Web給与明細の運用を開始するとともにオプション開発を行う等、提供ソリューションの拡充を諮ると共に、事業継続対策では地震等の自然災害の脅威およびセキュリティ対策への関心の高まりを受け、対応製品の受注が増加しています。また、バス関連事業においても、災害対策用新サービスや観光用アプリの開発を端緒に、今後移動体向けIoTソリューション事業の展開を図ろうとしています。

3 企業価値向上のための取組み

当社グループでは、優れた商品開発のために長期的なスパンでの研究開発投資を行い、技術力を支える人材育成のためのプログラムを実施しております。当社グループの技術力および人材が、高品質かつ高付加価値サービスを支えております。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1 本プランの目的

当社では、企業価値および株主共同の利益をさらに向上させるため、長期的なスパンでの研究開発投資を実施し、高い技術力を備えた人材を育成するためのプログラムを実施しております。仮に、当社の経営権を奪う者が現われた場合、その者が当社の企業価値の源泉を理解せず、それを活かす諸施策を継続しなければ当社の企業価値は大きく毀損されることとなります。また、当社がお客様に対して実施してきたきめ細かなアフターケア、保守サービス、特に製品バージョンアップの無償提供やライセンス交換サービスなどが維持されなければ、当社はお客様の支持を失うこととなります。

そこで、当社取締役会は、当社株式の大規模買付が行われた際、当該大規模買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、または当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な時間と情報を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するための措置が必要不可欠であると判断しております。このような基本方針および近時の司法判断の内容等に鑑み、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、以下の本プランの内容を継続することを決議いたしました。

2 本プランの内容

(1) 本プランの対象となる買付行為

本プランにおける「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいいます。ただし、予め当社取締役会が同意したものを除きます。また、「大規模買付行為」を行う者を「大規模買付者」といいます。

- 注1：特定株主グループとは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または②当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。
- 注2：議決権割合とは、①特定株主グループが、注1の①の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または②特定株主グループが、注1の②の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。
- 注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

(2) 企業価値検討委員会の設置

対抗措置が当社取締役会の恣意に基づき発動されることを防止するために、当社は3名以上の委員からなる企業価値検討委員会を設置いたします。

企業価値検討委員会は、当社取締役会から諮問を受けた各事項、および必要と判断する事項について勧告あるいは意見表明を行い、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重するものとします。また対抗措置の発動には、必ず企業価値検討委員会の勧告を経るものと定款に定めており、取締役会の判断の公正を確保する手段として実質的に機能するよう位置付けております。企業価値検討委員会の招集権限は、当社代表取締役、監査役および各委員が有します。

大規模買付者が当社取締役会に開示した情報は遅滞なく企業価値検討委員会に提供されます。また、企業価値検討委員会は、当社取締役会に対し当社グループに関する必要な情報の提供を求めることができるものといたします。

なお、企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴は、別紙4をご参照ください。

(3) 大規模買付者への情報提供要求

大規模買付行為を行おうとする者には、本プランに従う旨の「買収意向表明書」を事前にご提出いただきます。当該買収意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、買収意向表明書を受領後、速やかにその旨を開示し、買収意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に提供いただく必要情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付します。本必要情報は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容）
- ② 当社株式取得の目的および想定する株式の取得方法（対価の種類・価格、買付の時期を含みます。）
- ③ 対価の算定根拠（算定方法、算定用数値情報を含みます。）および買付資金の裏付け
- ④ 大規模買付者に対する資金供与者の名称その他の概要
- ⑤ 大規模買付完了後の経営方針および事業計画（企業価値を維持・向上させる方策等）
- ⑥ 大規模買付行為完了後の当社グループの従業員、お客様、取引先、地域社会その他の利害関係者との取引についての対応方針
- ⑦ その他企業価値検討委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会が、本必要情報を精査した後、不十分と判断する場合には、提出期限を定め追加情報の提出を求めることがあります。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した旨を証明する書面を当該大規模買付者に交付した後に、当該書面を交付した事実およびその交付日を開示いたします。また、本必要情報について、当社株主の皆様との判断のために必要と認める場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

(4) 取締役会による評価期間の設定

当社取締役会は、当社取締役会による評価・意見・代替案の作成のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として、次の①または②による期間を設定します。大規模買付行為は、次の評価期間が経過した後にのみ実施されるものとしします。

- ① 60日：現金を対価とする公開買付けによる当社の全株式の買付けの場合
- ② 90日：上記①以外の大規模買付行為の場合

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じ外部の第三者の専門家等の助言を受けながら、企業価値検討委員会からの勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為の評価・検討を行います。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(5) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

- ① 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

当社取締役会は、新株予約権の無償割当等の対抗措置をとる場合があります。大規模買付者が手続きを遵守したか否かおよび対抗措置の発動の適否は、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定いたします。対抗措置は、当社取締役会が最も適切と判断したものを選択いたします。新株予約権の無償割当を実施する場合の概要は別紙2に記載のものが考えられます。

② 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案および当社が提示する買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、当社株主の皆様においてご判断いただきます。ただし、以下のいずれかに該当すると認められる場合、対抗措置をとることがあります。

(a) 大規模買付者の買付けが以下に定める類型に該当する場合

- i) 当社グループの経営に参加する意思がなく、対価をつり上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的による買付け（グリーンメイラー）。
- ii) 大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先等を当該大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的での買付け（焦土化経営）。
- iii) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定での買付け（資産流用）。
- iv) 大規模買付者が、当社資産等の売却処分等の利益をもって一時的に高額な株主還元をするか、または一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙い高値で売り抜ける目的で行う買付け（一時的に高配当）。

(b) 最初の買付で全株式の買付けを勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで買付する等、株主に事実上売却を強要する行為（強圧的二段階買収）。

(c) 大規模買付者が、当該買付行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えないで買付け。

(d) 大規模買付者の買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後における当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の処遇等を含みます。）が当社グループの企業価値および株主共同の利益と比較して明らかに不相当な買付け。

(e) 当社グループの技術力、技術力を支える社員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される買付け。

③ 株主総会決議における対抗措置の発動

当社取締役会は、企業価値検討委員会から対抗措置の発動に当たり株主総会の承認を得ることを条件とする旨勧告された場合、速やかに株主総会を招集し、対抗措置発動に係る議案を付議いたします。その際、当社取締役会は、本必要情報の概要、当社取締役会の意見および企業価値検討委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、関係法令等に従って適時適切に開示いたします。

株主総会開催の場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議（普通決議によるものとします。）に従います。大規模買付者は、株主総会で対抗措置発動に係る議案が否決されるまでの間、大規模買付行為を実行できないものとしたします。なお、株主総会の結果につきましては速やかに開示いたします。

④対抗措置発動の中止

当社取締役会は、対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、第三者委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置発動の停止または変更を行うことがあります。

当社取締役会が対抗措置の発動の中止を決議した場合、速やかに当該決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

対抗措置の中止が決定された場合には、以下の手続となります。

- i) 新株予約権の無償割当てが決議され新株予約権の無償割当て日前日までに中止が決定された場合には、新株予約権の割当てを中止します。
- ii) 新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間開始日の前日までに中止が決定された場合には、新株予約権者に当社株式を交付することなく、当社による新株予約権の無償取得を行います。

(6) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本総会終結の時から2年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。ただし、有効期間満了前に株主総会または当社取締役会により廃止の決議が行われた場合、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、企業価値検討委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

なお、本プランを修正し、または変更した場合は、その内容を適時適切に開示いたします。

3 株主または投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランは、新株予約権の無償割当て等の具体的な対抗措置を発動するまでは、株主および投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が具体的な対抗措置の発動を決定した場合には、法令および証券取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他後記(3)②に記載の手続きを経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。

ただし、当社は、後記(3)③に記載のとおり、当社取締役会が所定の手続きに従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。

当社がかかる取得手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使および金銭の払込みなく当社株式を受領し、当社株式の希釈化は原則として生じません。

なお、当社は、割当期日および新株予約権の無償割当の効力発生後も、新株予約権の行使期間の開始日の前日までは、新株予約権の無償割当を中止し、または新株予約権者に当社株式を交付せず無償にて新株予約権を取得することがあります。この場合、割当期日後および効力発生日後に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当に伴って株主の皆様に必要な手続き

① 名義書換の手続き

当社取締役会において、新株予約権の無償割当実施の決議を行った場合には、当社は、新株予約権の無償割当にかかる割当期日を法令および当社定款に従い公告いたします。

この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は新株予約権が無償割り当てされますので、割当期日までに速やかに振替申請していただく必要があります。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当の効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

② 新株予約権の行使手続き

当社取締役会は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとします。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

新株予約権の無償割当後、権利行使期間内で、かつ当社による新株予約権の取得の効力発生までの間に、上記必要書類を提出し新株予約権1個当たり1円を下限として当社取締役会が定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、1株の当社株式が発行されます。

③ 当社による新株予約権の取得手続き

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、別途定める日において、新株予約権を取得いたします。また、新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付する時は、速やかに交付いたします。手続きの詳細は、実際に新株予約権の無償割当を行う際に、株主の皆様へ別途お知らせいたします。

IV. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社取締役会は、本プランが上記Ⅰ.「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値および株主共同の利益の確保・向上につながり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則を充足しております。また、本プランは、経済産業省が平成20年6月に発表した企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の報告書内容にも沿っております。

(2) 企業価値および株主共同の利益の確保・向上させる目的をもって導入されていること

本プランは、大規模買付行為がなされた際、当該買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が評価・意見・代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間の確保を求め、大規模買付者と交渉を行うことを可能とし、当社の企業価値および株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されるものであります。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本総会におきまして出席株主の過半数の賛成をもって承認可決されなかった場合は廃止されます。

また、有効期間の満了前であっても、取締役会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で変更または廃止されるものといたします。

さらに、対抗措置の発動に関し、株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされております。そのため、本プランの導入および廃止には、株主の意思が反映される仕組みとなっております。また、定款変更においても株主意思をお諮りしております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランにおける対抗措置の発動、変更等の実質的な判断を行う機関として、社外取締役、社外監査役または社外の有識者等の独立性の高い社外者で構成する企業価値検討委員会を設置いたします。そのため、本プランの運用は、当社取締役会による恣意的な判断が排除され、客観性、公正さおよび合理性が担保される仕組みとなっております。

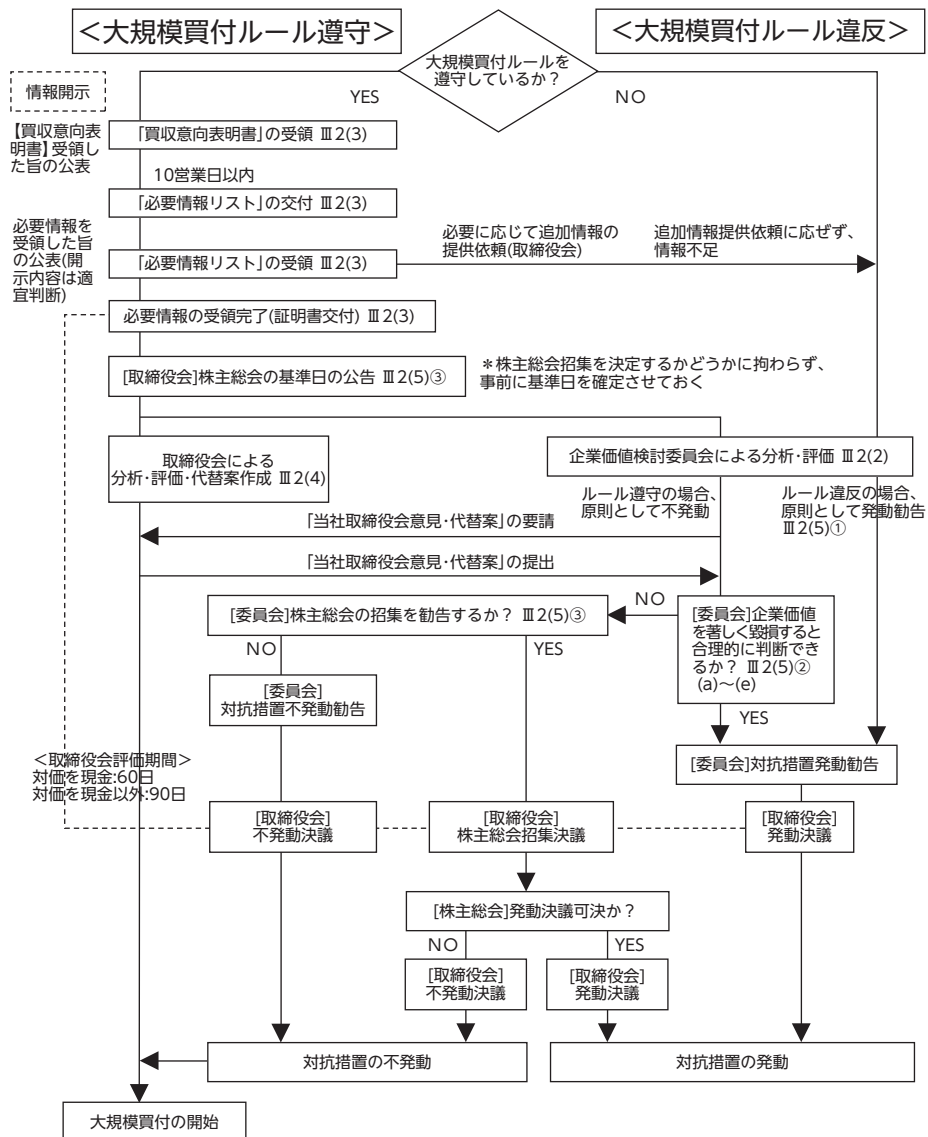
- (5) 合理的な客観的要件の設定
本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。
- (6) デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと
当社取締役の任期は全員が1年であり、本プランの廃止について特段の手続き的制約を設けられていないことから、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）もしくはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）に該当しません。

以 上

<別紙 1 >

事前警告型買収防衛策フロー図

大規模買付者登場



<別紙2>

新株予約権の無償割当の概要

1. 新株予約権の割当の対象となる株主と割当条件

当社取締役会所定の基準日の最終株主名簿に記録された株主に、その所有株式（ただし、当社保有の普通株式を除く）1株につき1個の割合で新株予約権を無償で割当てる。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数または算定方法

新株予約権の目的となる株式は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの株式の数は取締役会にて決定する。ただし、株式分割または株式併合を行う場合、所要の調整を行う。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

各新株予約権の行使に際して払込すべき額は1円以上の金額で当社取締役会が決定する。

(3) 新株予約権を行使する期間

新株予約権の行使期間は、当社取締役会が別途定める期間とする。

(4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者の株券等保有割合が合計20%以上で、かつ企業価値検討委員会が当該買付行為が下記いずれかに該当すると判断した場合、非適格者は新株予約権を行使できない。

① 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

② 大規模買付者の買付けが以下に定める類型する場合

(a) 当社グループの経営に参加する意思がなく、対価を釣り上げて高値で株式を当社あるいは当社関係者に引き取らせる目的による買付け（グリーンメイラー）

(b) 大規模買付者が当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先等を当該大規模買付者やそのグループ会社に移譲させる目的での買付け（焦土化経営）

(c) 大規模買付者が、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定での買付け（資産流用）

(d) 大規模買付者が、当社資産等の売却処分等の利益をもって一時的に高額株主還元をするか、または一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙い高値で売り抜ける目的で行う買付け（一時的に高配当）

③ 最初の買付で全株式の買付けを勧誘せず、二段階目の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで買付する等、株主に事実上売却を強要する行為（強圧的二段階買収）

- ④ 大規模買付者が、当該買付行為の内容の是非を判断するために必要となる時間と情報を与えないとする買付け
- ⑤ 大規模買付者の買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、方法の適法性、買付けの実行の蓋然性、買付け後の当社の従業員、取引先その他の当社グループに係る利害関係者の処遇等を含みます。）が当社グループの企業価値および株主共同の利益に比較して明らかに不相当な買付け
- ⑥ 当社グループの技術力、技術力を支える社員、取引先等との関係を破壊し、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損することが確実であると判断される買付け
- (5) 新株予約権の行使により増加する資本金および資本準備金に関する事項
資本金等増加限度額の2分の1に相当する額を資本金とし、その余を資本準備金とする。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
本新株予約権を譲渡により取得するには、当社の承認を要するものとする。
- (7) 新株予約権の取得
非適格者以外の新株予約権についてのみ、本新株予約権1個につき当社普通株式1株から3株の交付を条件に、取得日の前日までに未行使の全ての新株予約権を取得する内容の取得条項を付すことがあるものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める数とする。

<別紙3>

企業価値検討委員会の概要

1. 企業価値検討委員会の設置および委員等

- (1) 当社定款第53条の規程に基づき、企業価値検討委員会を設置する。
- (2) 企業価値検討委員会は3名以上の委員で構成し、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、および社外の有識者（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれに準ずる者を含む。）の中から選任する。
- (3) 企業価値検討委員の選任および解任の決議は、過半数の取締役が出席する取締役会において3分の2以上の賛成を要する。

2. 企業価値検討委員会の招集および決議等

- (1) 企業価値検討委員会委員、代表取締役および監査役会は、企業価値検討委員会の招集権限を有する。
- (2) 企業価値検討委員会の議事は、過半数の推薦を得た委員が執り行い、その決議は、過半数の委員の出席の上、3分の2以上の賛成多数をもって行う。

3. 企業価値検討委員会の審議および決議事項

企業価値検討委員会は、次の各号を決定し、決定内容および理由を取締役に勧告する。

- ①本プランにおける対抗措置の発動の是非
- ②本プランにおける対抗措置の中止または撤回
- ③大規模買付者提出情報が必要かつ十分かの判断および追加情報請求時の追加情報の範囲
- ④対抗措置の発動を株主総会に諮るか否かについての勧告
- ⑤本プランの修正または変更
- ⑥その他当社取締役会が企業価値検討委員会に諮問する事項

4. 企業価値検討委員会への情報の集約

企業価値検討委員会は、大規模買付者が提供した情報、その他当社に関する事項について、必要な説明を求めることができる。

5. 外部機関からの助言

企業価値検討委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、シンクタンク、フィナンシャルアドバイザー、弁護士、公認会計士、その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

<別紙4>

企業価値検討委員会の委員の氏名および略歴

1. 渡邊 治巳 (わたなべ はるみ)

【略歴】昭和29年6月7日生まれ

昭和52年4月 大阪商船三井船舶株式会社 (現 商船三井株式会社) 入社
昭和59年4月 株式会社エイ・エス・ティ (現 ITフロンティア) 入社
平成12年4月 ブレインセラーズ・ドットコム株式会社設立 代表取締役 (現在に至る)
平成22年10月 当社顧問
平成23年6月 当社社外取締役 (現在に至る)

2. 川西 孝雄 (かわにし たかお)

【略歴】昭和23年11月23日生まれ

昭和47年4月 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行
平成11年6月 同行執行役員、名古屋支店長
平成14年1月 株式会社UFJ銀行 常務執行役員 人事部・総務部担当
平成16年5月 同行代表取締役専務執行役員
平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行 常務取締役 人事部担当
平成20年4月 同社副頭取 法人部門長
平成22年6月 株式会社ジェーシービー代表取締役兼執行役員社長
平成26年6月 同社 代表取締役会長 (現在に至る)
平成27年2月 当社社外取締役 (現在に至る)

3. 葛西 清 (かつさい きよし)

【略歴】昭和23年5月30日生まれ

昭和46年7月 株式会社三和銀行 (現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行
平成10年4月 同行コンプライアンス統括部上席調査役
平成14年1月 同行法務室長
平成15年9月 ニイウス株式会社入社 戦略法務担当理事
平成17年4月 株式会社日本ビジネスリース入社
執行役員 リスク管理統括部長 兼 お客様相談室長
平成20年6月 当社社外監査役 (現在に至る)

<別紙5>

大株主の状況

平成28年3月31日現在における当社の大株主の状況は以下の通りです。

株主名	持株数	持株比率
株式会社ビジネスコンサルタント	880,000株	10.47%
株式会社リンクレア	720,000株	8.56%
三菱UFJキャピタル株式会社	445,000株	5.29%
ユニリタ社員持株会	379,743株	4.51%
株式会社三菱東京UFJ銀行	374,800株	4.46%
TIS株式会社	291,600株	3.47%
株式会社クエスト	274,000株	3.26%
株式会社みどり会	270,000株	3.21%
三菱UFJ信託銀行株式会社	255,000株	3.03%
竹藤 浩樹	209,300株	2.49%

(注) 持株比率は自己株式(94,821株)を控除して計算しております。

以上

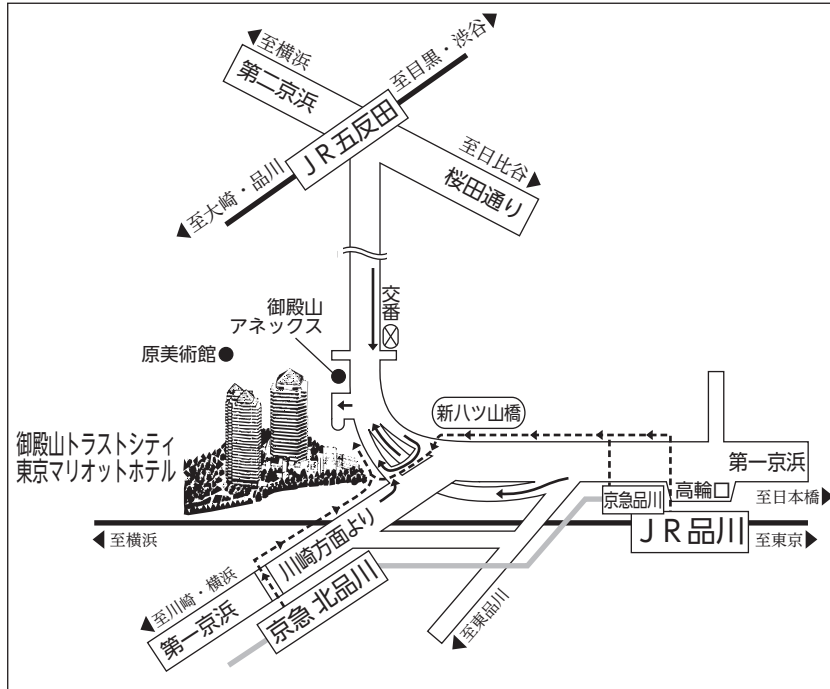
株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区北品川四丁目7番36号

御殿山トラストシティ

東京マリオットホテル 地下1階 「ボールルームノース」

(開催場所が昨年と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。)



- 交通 <<電車>>・J R各線・京浜急行線 品川駅(高輪口)より…徒歩10分
高輪口前横断歩道を渡り、左にお進み下さい。(J R五反田駅方面)
新八ツ山橋交差点の横断歩道を渡り東京マリオットホテルまで70m
- ・京浜急行線 北品川駅より…徒歩3分
改札口すぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進み下さい。
新八ツ山橋交差点の横断歩道手前を左へ東京マリオットホテルまで70m
- <<バス>>・J R品川駅 高輪口(西口)ウイング高輪E A S T前
都営バス⑥番乗り場(御殿山トラストシティ行)
- ・J R品川駅 高輪口(西口)発 都営バス「反96」系統(五反田駅行)
「御殿山」にて下車…徒歩1分
 - ・J R五反田駅(東口)発 都営バス「反96」系統(六本木ヒルズ行)
「御殿山」にて下車…徒歩1分
- ・お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。